

株 主 各 位

堺市堺区匠町20番地1

日本伸銅株式会社

代表取締役社長 原田孝之

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）の当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 堺市堺区匠町20番地1 当社本社会議室
3. 目的事項
報告事項 第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、計算書類、株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nippon-shindo.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、世界経済が穏やかな回復を続け、日銀が金融緩和政策を継続したため、生産や輸出が堅調に推移し、穏やかな回復を続けました。労働市場は逼迫し、実質的な完全雇用の状態にありました。また、当社の主要原材料である銅の相場価格は、上昇しました。

このような経営環境のもと、当社は、人材確保のため、継続的な中途採用と、賞与の増額など社員待遇の改善に努めました。また、工場等で使用する電力について、比較購買を開始しました。

この結果、当社の当事業年度の業績は以下のとおりとなりました。

販売数量は2万4,894トン（前年同期比10.9%減少）となりましたが、銅相場が前年同期と比較して高い水準だったため、売上高につきましては190億64百万円（同20.6%増加）となりました。収益面につきましては営業利益は13億33百万円（同44.3%増加）、経常利益は原料相場のリスクヘッジのためのデリバティブ損失2億28百万円を計上したことなどにより、12億円（同57.2%増加）となり、当期純利益は9億19百万円（同69.6%増加）となりました。

当社は伸銅品関連事業の単一セグメントとしております。伸銅品関連事業の部門別の業績を示すと、次のとおりであります。

(伸銅品)

当社の主力製品である伸銅品は、販売数量が2万4,099トン（前年同期比11.6%減少）となり、売上高は163億25百万円（同11.4%増加）となりました。

(伸銅加工品)

伸銅加工品においては、売上高は7億86百万円（前年同期比66.7%増加）となりました。

(その他の金属材料)

その他の金属材料は、伸銅品原材料の転売が主で、売上高は19億53百万円（前年同期比187.8%増加）となりました。

(2) 対処すべき課題

株式会社CKサンエツの連結子会社であるサンエツ金属株式会社との間で、製品の相互OEM供給、原料の共同購買、人材交流等に取り組むことで、シナジーを追求します。

(3) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度の設備投資総額は47百万円で、その内工場設備・機械等は44百万円であり、その他に車両購入等による3百万円の投資があります。なお、特別な資金調達は行っておりません。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

摘 要	第92期 平成27年3月期	第93期 平成28年3月期	第94期 平成29年3月期	第95期(当期) 平成30年3月期
売 上 高(百万円)	14,549	15,372	15,806	19,064
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	△48	416	763	1,200
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(百万円)	△469	844	542	919
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△198.82	357.83	229.79	389.69
総 資 産(百万円)	11,035	9,688	11,130	12,641
純 資 産(百万円)	4,278	4,978	5,582	6,473

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、第92期期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社CKサンエツ	2,756 百万円	50.2 %	グループ会社の経営管理、ならびにそれに付帯する業務

- (注) 1. 当社の役員10名（取締役7名、監査等委員3名）のうち、取締役2名は同社の役員が兼務しております。
2. 取引関係は現在のところありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、伸銅品の製造販売を主な内容として事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所および工場

本社・工場 大阪府堺市堺区
営業所 東京支店 (東京都墨田区)
大阪黄銅カンパニー (大阪府大阪市東成区)

(9) 従業員の状況

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
100名	6名減	38歳5月	14年4月

(注) 従業員数にはパートおよび嘱託者等を含んでおりません。

(10) 当社の主要な借入先

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	1,500 百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,500
株式会社三井住友銀行	500
株式会社富山銀行	400

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,370,000株(自己株式9,747株を含む)
- (3) 株主数 1,431名(前期末比258名減)

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
株式会社CKサンエツ	1,182 千株	50.1 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	229	9.7
根本竜太郎	116	4.9
三菱伸銅株式会社	100	4.2
MSIP CLIENT SECURITIES	42	1.7
松井崇	29	1.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託センコー口)	19	0.8
株式会社SBI証券	17	0.7
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	14	0.5
CBKR AS TST FOR MIRAE ASSET DAIWA JAPAN VALUE SMALL-MID CAP EQUITY MASTER INVESTMENT TRUST	12	0.5

- (注) 1. 持株比率は、自己株式9,747株を控除して算出しております。
2. 平成29年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、大和証券投資信託委託株式会社が平成29年12月15日現在で同社が237,400株(保有割合10.02%)を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長※	釣 谷 宏 行	株式会社C Kサンエツ代表取締役社長 サンエツ金属株式会社代表取締役社長 シーケー金属株式会社代表取締役社長 株式会社リケンC K J V代表取締役社長 伏木海陸運送株式会社社外取締役 株式会社宮入バルブ製作所社外監査役
取締役社長※	原 田 孝 之	
取締役	山 崎 仁 郎	営業本部長
取締役	橋 本 好 人	大阪黄銅カンパニープレジデント
取締役	中 井 進 弘	堺工場長
取締役	木 本 道 隆	管理統括部長
取締役	松 井 大 輔	株式会社C Kサンエツ取締役管理統括部長
取締役 常勤監査等委員	木 内 由 晴	
取締役 監査等委員	平 山 博 史	弁護士(平山綜合法律事務所代表)
取締役 監査等委員	飯 田 成 雄	

- (注) 1. ※は代表取締役であります。
 2. 取締役（監査等委員）平山博史氏および取締役（監査等委員）飯田成雄氏は、社外取締役であります。
 3. 取締役（監査等委員）平山博史氏および取締役（監査等委員）飯田成雄氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	5名	83百万円
取締役（監査等委員）	3名	13百万円
計	8名	97百万円

（うち社外取締役2名6百万円）

- (注) 1. 株主総会の決議（平成27年6月26日改定）による取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額100百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内であります。また、別枠で、平成28年6月27日開催の定時株主総会において、株式交付信託報酬として、年額21,000ポイント（1ポイント＝当社株式1株）以内と決議いただいております。
 2. 期末日現在の取締役（監査等委員を除く）の人数は7名、取締役（監査等委員）は3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	平 山 博 史	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席し、監査等委員会13回のうちすべてに出席しました。主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定や妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	飯 田 成 雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席し、監査等委員会13回のうちすべてに出席しました。主に大企業での職務経験から経営判断や意思決定に必要な発言を行っております。

(注) 社外取締役平山博史氏は、平山綜合法律事務所の代表であり、当社と平山綜合法律事務所の間には、重要な取引その他の関係はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	17百万円
(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の監査項目別監査時間、人員配置など内容の妥当性および適切性ならびに他社の会計監査人の報酬等の状況について確認し、当該事業年度の報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任・不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等の観点から会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を決議するための株主総会の招集の決定を取締役に要請いたします。

6. 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス基本方針を定め、それを全ての取締役及び使用人に周知徹底させる。

②監査室を設置する。監査室は、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を評価するとともに、維持・改善を図る。

③取締役及び使用人に対し、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会規則等に基づき適切に保存及び管理するとともに当社の取締役が常時閲覧できるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理責任者を定めリスク管理体制を構築する。リスク管理責任者は当社及び重要な子会社の各部門とともに潜在するリスクの抽出、評価を行い、対応策を検討し、実行する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は経営会議等を設置し、重要案件については取締役、関連部門責任者等が事前に審議を行うことで取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。

(5) 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

①当社はコンプライアンス基本方針を定め、当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。

②当社の子会社の取締役及び使用人は、親会社の経営会議等に出席し、職務の執行に係る事項を報告する。

③当社は子会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

④当社はグループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定し運用する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査等委員会が必要とした場合、管理統括部は監査等委員会を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

(8) 監査等委員会の(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては監査等委員会の指示にのみ従うものとする。

(9) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に重大な損害を与える事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、当社又は子会社の取締役及び使用人による重大な違反又は不正行為を発見したとき、その他当社の監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。

②当社及び子会社は、当社の監査等委員会への適切な通報体制を確保するものとする。

③当社の監査等委員会は必要に応じて当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して直接説明を求めることができる。

④上記①から③の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いをしてはならないものとし、適切に運用するものとする。

(10) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用又は債務の処理については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じるものとする。

(11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- ② 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の適正性および効率性の向上

当事業年度は14回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

② 当社及び子会社における業務の適正性の確保

当社の取締役が子会社の役員に就任し、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、監査室が内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度は監査等委員会を13回開催し、社外取締役を含む監査等委員は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、監査等委員は代表取締役、会計監査人及び監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、平成18年1月16日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、毎期、株主総会後の取締役会において同対応策を更新しておりました。

しかしながら、金融商品取引法による大量取得に関する規制が浸透し、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保する本対応方針の導入目的も一定程度担保されるようになったこと、および、コーポレートガバナンス・コードの浸透等、買収防衛策をめぐる近時の外部環境が本対応方針導入時とは変化したことなどから、本対応方針の必要性が相対的に低下したものと判断し、当社は、平成29年5月23日の取締役会において、本対応方針の有効期限である平成29年7月31日をもって本対応方針は更新せず、廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本対応方針の有効期限経過後も当社株式の大量買付行為が行われた場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時・適切な情報開示を行い、株主の皆様の検討のための時間と情報確保に努める等、法令及び定款の範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当に関する事項については、取締役会での決議による旨を定款で定めております。

配当金につきましては、株主の皆様への利益還元として経営上の重要課題と位置づけております。利益配分に関しては、業績に見合った配当を安定的かつ継続的に実施するとともに、将来の事業展開に必要な内部留保の充実にも努めていくことを基本方針としており、内部留保資金は、設備投資、研究開発投資等に活用し、経営基盤の強化を図ることとしております。

配当金につきましては、当期は1株当たり10円（中間配当5円、期末配当5円）とさせていただきます。また、次期につきましては、中間配当5円、期末配当5円、合計10円を予定いたしております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	12,641	負債の部	6,168
流動資産	9,542	流動負債	5,688
現金及び預金	162	支払手形	197
受取手形	1,623	買掛金	974
電子記録債権	2,380	短期借入金	3,940
売掛金	2,592	未払金	70
商品及び製品	740	未払法人税等	293
仕掛品	1,257	未払費用	99
原材料及び貯蔵品	625	賞与引当金	88
前払費用	16	設備支払手形	14
未収入金	5	その他	9
繰延税金資産	49	固定負債	479
その他	88	長期未払金	33
貸倒引当金	△0	退職給付引当金	34
固定資産	3,098	繰延税金負債	400
有形固定資産	2,604	その他	10
建築物	335	純資産の部	6,473
構築物	17	株主資本	6,393
機械及び装置	143	資本金	1,595
車両運搬具	3	資本剰余金	290
工具器具備品	24	資本準備金	290
土地	2,078	利益剰余金	4,525
リース資産	1	利益準備金	35
無形固定資産	10	その他利益剰余金	4,490
その他	10	土地圧縮積立金	958
投資その他の資産	483	繰越利益剰余金	3,531
投資有価証券	439	自己株式	△17
前払年金費用	26	評価・換算差額等	79
その他	16	その他有価証券評価差額金	79
資産合計	12,641	負債・純資産合計	12,641

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,064
売 上 原 価		17,022
売 上 総 利 益		2,042
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		708
営 業 利 益		1,333
営 業 外 収 益		104
受 取 利 息 及 び 配 当 金	14	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	86	
雑 収 入	4	
営 業 外 費 用		237
支 払 利 息	3	
売 上 割 引	5	
手 形 売 却 損	0	
デ リ バ テ ィ ブ 損 失	228	
雑 損 失	0	
経 常 利 益		1,200
特 別 利 益		54
投 資 有 価 証 券 売 却 益	54	
特 別 損 失		10
投 資 有 価 証 券 売 却 損	10	
固 定 資 産 除 却 損	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,244
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		386
法 人 税 等 調 整 額		△62
当 期 純 利 益		919

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金計
					土地圧縮積立金	繰越利益剰余金				
平成29年4月1日残高	1,595	290	290	34	958	2,624	3,617	△16	5,486	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	—	—	—	1	—	△12	△11	—	△11	
当期純利益	—	—	—	—	—	919	919	—	919	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△0	△0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	1	—	906	908	△0	907	
平成30年3月31日残高	1,595	290	290	35	958	3,531	4,525	△17	6,393	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年4月1日残高	95	95	5,582
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△11
当期純利益	—	—	919
自己株式の取得	—	—	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△16	△16	△16
事業年度中の変動額合計	△16	△16	891
平成30年3月31日残高	79	79	6,473

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

（リース資産を除く）ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

無形固定資産 定額法

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産 定額法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,169百万円
2. 受取手形割引高 385百万円

3. 収用に関する件

土地収用法の適用を受けて有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,233百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

建物	2,664百万円
構築物	147百万円
機械及び装置	6,348百万円
車両運搬具	7百万円
工具器具備品	66百万円

4. 期末日満期手形及び電子記録債権

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権が当事業年度の期末残高に含まれております。

受取手形	149百万円
割引手形	155百万円
電子記録債権	254百万円
支払手形	6百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	2,370,000	—	—	2,370,000

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類および数

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	9,470	277	—	9,747

(注) 自己株式の数の増加277株は、単元未満株式の買取りによる増加分です。

3. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成29年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	11百万円
・1株当たり配当額	5円00銭
・基準日	平成29年9月30日
・効力発生日	平成29年12月5日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成30年5月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	11百万円
・1株当たり配当額	5円00銭
・基準日	平成30年3月31日
・効力発生日	平成30年6月28日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

退職給付引当金	10百万円
賞与引当金	27百万円
減価償却超過額	52百万円
その他	40百万円
<hr/>	
繰延税金資産小計	130百万円
評価性引当額	18百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	111百万円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

前払年金費用	8百万円
その他有価証券評価差額金	31百万円
土地圧縮積立金	423百万円
<hr/>	
繰延税金負債合計	462百万円
繰延税金資産の純額	△350百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な預金で余資運用するとともに銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権ならびに売掛金にかかる顧客の信用リスクは、与信管理の強化によりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は原料価格変動リスクヘッジのための先物取引規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	162	162	—
(2) 受取手形	1,623	1,623	—
(3) 電子記録債権	2,380	2,380	—
(4) 売掛金	2,592	2,592	—
(5) デリバティブ取引	86	86	—
(6) 投資有価証券			
その他有価証券	320	320	—
(7) 支払手形	(197)	(197)	—
(8) 買掛金	(974)	(974)	—
(9) 短期借入金	(3,940)	(3,940)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) デリバティブ取引

これらの時価については、デリバティブ取引残高を期末に決済した場合の金額により算定しております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、非上場株式（貸借対照表価額118百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することがきわめて困難と認められるため「(6) 投資有価証券」には含めておりません。

(7) 支払手形、(8) 買掛金、(9) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社の子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	サンエツ金属株式会社	富山県砺波市	黄銅棒・線事業および精密部品事業	—	非鉄金属原材料および非鉄金属製品の仕入、販売	非鉄金属原材料および製品の販売(注)2	1,557	売掛金	116
						非鉄金属原材料および製品の購入(注)2	1,038	買掛金	129

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 非鉄金属原材料および非鉄金属製品の仕入、販売についての価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,742円65銭
- 1株当たり当期純利益 389円69銭

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

日本伸銅株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井俊介 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神前泰洋 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本伸銅株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門である監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店等において業務及び財産の状況を調査しました。また、支店等については、支店等の取締役及び執行役員と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて支店等から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月17日

日本伸銅株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 木内由晴 ⑩
監査等委員 平山博史 ⑩
監査等委員 飯田成雄 ⑩

(注) 監査等委員平山博史及び飯田成雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	つり や ひろ ゆき 釣 谷 宏 行 (昭和33年11月12日)	昭和57年4月 株式会社北陸銀行入行 昭和61年4月 シーケー金属株式会社入社 平成3年9月 同社取締役 平成8年9月 伏木海陸運送株式会社社外取締役 (現任) 平成9年4月 シーケー金属株式会社代表取締役社長 (現任) 平成12年6月 サンエツ金属株式会社(現 株式会社C Kサンエツ) 代表取締役社長(現任) 平成23年10月 サンエツ金属株式会社代表取締役社長 (会社分割によりサンエツ金属株式会 社を新設、旧サンエツ金属株式会社は商号 変更により株式会社CKサンエツ)(現 任) 平成23年12月 株式会社リケンCKJV代表取締役社長 (現任) 平成27年6月 当社代表取締役会長(現任) 平成27年6月 株式会社宮入バルブ製作所社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社CKサンエツ代表取締役社長 サンエツ金属株式会社代表取締役社長 シーケー金属株式会社代表取締役社長 株式会社リケンCKJV代表取締役社長 伏木海陸運送株式会社社外取締役 株式会社宮入バルブ製作所社外監査役	0株
(取締役候補者とした理由) 当社親会社の代表取締役社長として、長年にわたりグループの経営に携わり、事業拡大に努めるとともに経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしており、今後においても経営全般にわたる高い見識に基づき適切な経営判断が行われ、当社の更なる発展に寄与するものと判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	はら だ たか ゆき 原 田 孝 之 (昭和46年7月9日)	平成6年10月 サンエツ金属株式会社(現 株式会社C Kサンエツ) 入社 平成19年10月 同社砺波工場長 平成23年10月 サンエツ金属株式会社砺波工場長 (会社分割によりサンエツ金属株式会 社を新設、旧サンエツ金属株式会社は商号 変更により株式会社CKサンエツ) 平成24年6月 同社取締役新日東事業所長兼工場長 平成26年4月 当社顧問 平成26年6月 取締役製造副本部長 平成26年7月 取締役製造本部長 平成27年4月 取締役堺工場長 平成28年6月 代表取締役社長(現任)	0株
(取締役候補者とした理由) 当社の経営に携わり、堺工場の生産性改善に成果を発揮し、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしており、今後においても経営全般にわたる高い見識に基づき適切な経営判断が行われ、当社の更なる発展に寄与するものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
3	はし もと よし と 橋 本 好 人 (昭和49年12月28日)	平成9年4月 シーケー金属株式会社入社 平成19年4月 同社取締役継手工場長 平成22年4月 同社取締役配管機器営業本部長 平成28年6月 当社取締役大阪黄銅カンパニープレジデ ント(現任)	0株
(取締役候補者とした理由) 大阪黄銅カンパニープレジデントとして豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
4	なか い のぶ ひろ 中 井 進 弘 (昭和51年12月16日)	平成13年2月 サンエツ金属株式会社(現 株式会社C Kサンエツ) 入社 平成23年4月 同社砺波品質管理部長 平成24年10月 サンエツ金属株式会社新日東事業所品質 管理部長 平成27年4月 同社新日東事業所品質管理部長兼当社特 命執行役(品質管掌) 平成28年6月 当社取締役堺工場長(現任)	0株
(取締役候補者とした理由) 堺工場長として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
5	き もと みち たか 木 本 道 隆 (昭和43年4月13日)	平成元年4月 当社入社 平成21年4月 管理部長 平成26年4月 管理本部長代行兼企画・経理部長 平成27年4月 管理本部長 平成28年6月 取締役管理統括部長(現任)	500株
(取締役候補者とした理由) 管理統括部長として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
6	まつ い だい すけ 松 井 大 輔 (昭和49年11月8日)	平成9年4月 株式会社北陸銀行入行 平成17年10月 サンエツ金属株式会社(現 株式会社C Kサンエツ) 入社 平成22年4月 同社管理本部副本部長 平成23年6月 同社取締役管理本部長 平成23年10月 同社取締役財務・企画部長 平成23年10月 サンエツ金属株式会社取締役管理本部長 (会社分割によりサンエツ金属株式会社 を新設、旧サンエツ金属株式会社は商号 変更により株式会社CKサンエツ) 平成25年6月 株式会社CKサンエツ取締役管理統括部 長 平成25年6月 サンエツ金属株式会社取締役管理統括部 長 平成26年4月 当社顧問 平成26年6月 常勤監査役 平成27年6月 取締役(現任) 平成27年6月 株式会社CKサンエツ取締役管理統括部 長(現任) 平成27年6月 サンエツ金属株式会社取締役管理統括部 長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社CKサンエツ取締役管理統括部長	0株
(取締役候補者とした理由) 当社親会社の財務および管理部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後においても 経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役 候補者としました。			

(注) 候補者釣谷宏行氏はサンエツ金属株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に製品
 及び原料の仕入、販売等の取引があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係は
 ありません。

以上

定時株主総会会場ご案内

会場

当社本社会議室

〒590-0908 堺市堺区匠町20番地 1

電話(072)229-0346 (代)



交通機関

【公共交通機関ご利用の場合 (電車・バス) の場合】

- 南海本線 堺駅から南海バス (匠町行き) に乗車し、匠町下車後徒歩約8分
- 南海高野線 堺東駅から南海バス (匠町行き) に乗車し、匠町下車後徒歩約8分
- 地下鉄四つ橋線 住之江公園駅から南海バス (匠町行き) に乗車し、匠町下車後徒歩約8分

【車でお越しの場合】

- 大阪・神戸方面から 阪神高速堺線 住之江出口より約12分
- 大阪・神戸方面から 阪神高速湾岸線 三宝出口より約5分
- 和歌山方面から 阪神高速湾岸線 三宝出口より約5分